

審議会等の会議結果報告書

課所名

環境課

会議名 令和3年度 第1回諏訪市環境審議会

開催日時 令和3年 5月21日(金) 14:00~15:30

出席者 委員:平島 安人委員、河西 佑紀委員、笠原 雅男委員、土田 勝義委員、北原 悠二郎委員、宮原 裕一委員、宮坂 忠彦委員、藤原 芳春委員、伊東 克幸委員、小林 佐敏委員、佐藤 よし江委員、大館 道彦委員、是永 剛委員、矢島 作朗委員、小泉 幸善委員(団体名五十音順)
諏訪市:金子市長、金子市民環境部長、中澤環境課長、小松環境保全係長、笠原主査
傍聴者:0名

資料 次第、資料1~4

協議議題(内容)及び会議結果(要旨)

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 第二次諏訪市環境基本計画の改定について(諮問)

5 環境基本計画の改定概要

(1) 環境基本計画の概要及び環境審議会の役割

【質疑、意見等】

→なし

(2) 環境基本計画改定方針

(3) 環境基本計画改定スケジュール(予定)

【質疑、意見等】

■質問として、第三次諏訪市環境基本計画の対象期間を想定しているか。意見として、アンケートで市民や中学生の若い人たちからの意見を聞くのはとても良いことである。それ以外でWEBを利用して多くの市民の意見を集めるなど検討してみてもどうか。また、これは難しいかと思うが、気候市民会議という形式で市民の中からくじ引きで人選をして自由に意見を述べてもらうものがある。既にパリや札幌でも実績がある。また色々と検討いただきたいが、今後の将来を担う人たちが中心になって答えていくアンケートになればよいかと考える。

→第三次諏訪市環境基本計画については、令和4年度~令和13年度までの10年間の計画とする。ただし、10年間の計画の中で中間見直しが必要とも考えているため、今後検討し

ていきたい。多くの市民の意見が重要であることから、WEB等を用いて意見を伺うことができるかについても併せて検討していきたい。

6 審議

(1) 諏訪市環境と再生可能エネルギー発電等設備設置事業との調和に関する条例（仮称）の趣旨について

【質疑、意見等】

- 太陽光発電の売電価格は下がっているが、その中でも農地を活用した営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の件数が増えてきている。また、設置者は発電ありきで営農型太陽光発電を行っている印象を受ける。条例でも営農型太陽光発電の対応も考えていただきたい。
→営農型太陽光発電についても条例の対象とする考えである。条例の中で、設置予定者は住民等への説明会の実施や事前調整など適切に対応することを明記していきたい。
- 届出制とあるが、届出はどのタイミングで行うのか。その届出について市は公表するのか。抑制区域の特に配慮が必要と認められるというのはどういったことか。
→設置予定者は届出をする前に市との事前協議を行い、住民等への説明会も実施し、住民等の理解を得たうえで届出をしてもらうようにしたいと考えている。なお、届出内容を公表することについては、個人情報でもあるため公表することは難しいとは考えている。ただし、周辺住民等に対しては計画内容を周知していく必要があることから、資料4に記載のとおり、設置区域予定地へ事業計画の標識を設置してもらうことを考えている。特に配慮が必要と認められる区域とは、災害や景観の面で住民等に影響を与えると考えられる区域を示したものである。
→県内でも設置の計画が進んでいる直前で周辺住民等が計画を知って、反対運動が起こったりしていることもあるので、周辺住民等の調整等をうまく進めていく方法が必要かと思うので検討していただければと思う。
- 示された抑制区域は地図上に落とせるものであるが、問題となる地域で水源などもあるが、抑制区域以外の場所については何らかの形で示していくのか。
→明確には決まっていないがご意見いただきながら進めていきたいと考えている。今後検討が必要になってくるので、地図などに落とし込んで示すなど検討していきたい。
- 条例は規制であるが、環境基本計画を改定するにあたり、次の10年間の諏訪市についてどんな考えでいるのか。
→再生可能エネルギーを推進していくことは、国からの方針でも示されているが、再生可能エネルギー発電等設備の設置に対して反対が起こる場合も考えられるため、今回制定を検討している条例では、設置者が事前に住民への説明や調整を図りながら進めていくような形として条例を定めていくものである。環境基本計画と今回審議いただいた条例について、うまく調整しながら進めていきたいと考えている。
→環境基本計画には具体的な数値目標は掲げるべきである。
→同様の意見として、抑制ばかりではなく、今回審議している条例の目的に再生可能エネルギーを推進していくということも加えればよいかと思う。
→環境保全を進める上で、環境基本法の下に環境基本計画があり、環境保全を進めるに当たっては抑制をすることも必要となる部分は出てくるため、今回の条例制定は再生可能エネルギーを適切に推進していくためのものと考え。条例としては市の事前協議の仕組みづ

くりが必要ではないか。説明会の開催を早期に行うことも必要と考える。抑制区域については財産権の自由もあるため、慎重に検討していく必要がある。

■10年後の諏訪市の姿としては前向きな計画を進めていく必要がある。諏訪市の二酸化炭素排出量に結び付けていく必要がある。

→今回のご意見と今後提出される意見を含めて事務局で検討いただければと思う。

7 その他

8 閉会

以上